

平成13年度政策評価の目標数値 設定について

平成13年度政策評価シートの目標値の改善について（案）
（ポイント）

1 平成12年度政策評価に係る数値目標の設定

- (1) 研究開発については、「新たな農政の展開方向に即した技術開発の推進」として、その達成目標については、普及に移しうる成果数、論文数、品種・特許等数の3つの指標を設定し、評価することとした。
- (2) その目標値については、技術会議予算の7割を占める国立の試験研究機関から得られた成果数（品種登録出願数については指定試験事業によるものも含む）についての数値目標を設定した。

2 平成12年度の評価結果における改善の方向

平成12年度の政策評価において、以下の改善の方向を示したところである。

「現在の目標値は、品種登録出願数を除いて国の試験研究機関（平成13年4月1日以降独立行政法人に移行した。以下同じ。）が行った数値のみを用いているが、都道府県、民間等への助成の成果についても目標値の設定の可能性について検討する。」

3 平成13年度の改善の内容

平成13年度の目標設定については、以下のように数値目標の改善を行う。

研究開発の政策評価を一層有効に行うため、平成12年度の目標値に含まれていなかった都道府県及び民間助成等事業による成果に関する目標値を設定する。

ア 都道府県助成事業による「普及に移しうる成果」の数について目標値を設定する。

イ 民間助成事業等による成果として、「実用化する技術」の数及び「特許出願数、品種命名登録数等」の数についての目標値を設定する。

この場合、民間助成事業等は、新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業、新事業創出研究開発事業、出資事業、融資事業（以上、生物系特定産業技術研究推進機構の事業）、農林水産新産業技術開発事業（農林水産先端技術産業振興センターの事業）、農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業（研究組合等の事業）である。

ウ 目標値の設定は、農業関係の研究開発は産学官が連携し、協力して行っていることから、独立行政法人、都道府県及び民間等を合わせた成果数を設定することとする。